

問7 薬局で副作用に関するアンケートや薬剤師との面接を行ったことで、あなたの薬局に対する印象が変わりましたか。

よくなった	変わらない	悪くなった
-------	-------	-------

問8 今回の研究に参加される前と比較して、薬剤師が自分の治療に積極的に参加していると感じることは増えましたか。

増えた	変わらない	減った
-----	-------	-----

問9 薬局の薬剤師が副作用について積極的に関わることについて、どのように思いましたか。

とても有意義だと思う	分からない	意味がないと思う
------------	-------	----------

問10の1 問9で「意味がないと思う」とお答えになった方にうかがいます。

「意味がない」と思った理由をお聞かせください。

(理由)

問10の2 問9で「とても有意義だと思う」とお答えになった方にうかがいます。

今後、薬局で副作用について相談する場合、どのような方法が好ましいとお考えになりますか。

アンケートだけで十分	直接相談したい
アンケートと直接相談を両方ともやってほしい	どちらでもよい

御協力ありがとうございました。

副作用モニタリング後アンケート 医師用

別紙4

御協力お願い致します。
該当するものに○を付けて下さい。

Q1 薬剤師からのフィードバックは役に立ちましたか。

役に立った

役に立たなかった

役に立ったとお答えになった方に伺います。
具体的にどのように役に立ちましたか。

Q2 調査開始前と比較して、対象となった患者さんと副作用についてお話することは増えましたか。

増えた

変わらない

減った

Q3 調査対象となった患者さんの診察時間は増えましたか。

増えた

変わらない

減った

Q4 調査開始前と比較して、対象となった患者さんの診察の充実度は上がりましたか。

上がった

変わらない

下がった

Q5 調査対象となった患者さんについて伺います。患者さんの方から自発的に副作用について相談してくることは増えましたか。

増えた

変わらない

減った

Q6 調査開始前と比較して、薬剤師と話す時間は増えましたか。

増えた

変わらない

減った

Q7 薬剤師との連携が以前よりも図れたと思いますか。

思う	変わらない	思わない
----	-------	------

回答に対しての理由をお聞かせ下さい。

Q8 今回の調査を振り返ってみて、薬剤師からフィードバックしてもらう情報について、御要望や御提案、あるいはその他にお気づきになったことはありますか。（具体的にご記入ください）

ご協力ありがとうございました。

2. 地域（在宅）医療・かかりつけ薬局推進分担研究

4) 健康サポート薬局に係る研修内容および第三者確認の方法について（最終とりまとめ）

平成 28 年 3 月 9 日

分担研究者：名城大学薬学部 長谷川洋一

【経緯】

「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」において、「健康サポート薬局の要件となる健康サポートに取り組む薬剤師の研修（以下「健康サポート研修」という。）の専門性や客観性、公平性を確保するためには、第三者による確認が必要」との意見がまとめられた。これを踏まえ、「健康サポート薬局のあり方について」（「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」報告書）健康サポート薬局に係る研修に関する内容及び第三者による確認等について、平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金事業の分担研究として「健康サポート薬局に係る研修のための研究」の検討を行い、最終まとめとして取りまとめた。

【方法】

「健康サポート薬局に係る研修のための研究」の全体会議を 4 回開催し、研究活動方針の具体的指針、研究進行状況の確認及び研究者間の調整を行った。さらに、小グループ会議、メール会議、電話会議を適宜開催した。

第 1 回検討班会議 平成 27 年 11 月 27 日

第 2 回検討班会議 平成 27 年 12 月 25 日

第 3 回検討班会議 平成 28 年 1 月 25 日

第 4 回検討班会議 平成 28 年 2 月 22 日

基本的な考え方としては、「健康サポート薬局のあり方について」（「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」報告書）の「薬剤師の資質確保」に関する以下の記載及び「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」で示された研修内容案（資料 1）を参考にしつつ、研修内容及び第三者確認の方法について、検討を行った。なお、分担研究者及び研究協力者は資料 2 のとおり。

- 薬剤師が、一般用医薬品や健康食品等の適切な使用に関する助言や健康の維持・増進に関する相談応需、適切な専門職種や関係機関への紹介等を適切に実施できることが重要であること。
- このため、健康サポート機能を有する薬局においては、一定の研修を修了した薬剤師が常駐すること。当該薬剤師は、「2. かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能について」に記載したかかりつけ薬剤師としての役割を果たせること。
- 研修については、一般用医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康の維持・増進に関する相談、適切な専門職種や関係機関への紹介等に関する研修内容を適切に盛り込んだものであること。また、一定の実務経験を有する薬剤師に対して、客観性や公平性の確保の観点から、研修修了にあたっては試験等により一定の到達度を確認した上で修了証が交付されること。研修内容について、第三者による確認を受けること。

【結果】

1. 健康サポート薬局に係る研修の実施機関について
2. 健康サポート薬局に係る研修の内容、時間数等について
3. 研修修了証の発行等について
4. 研修の第三者による確認について
5. その他の留意点について

1～5については、平成28年2月5日の「健康サポート薬局に係る研修内容および第三者確認の方法について」（中間まとめ）においてとりまとめた（参考資料）。その後、厚生労働省医薬・生活衛生局から「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について」（平成28年2月12日薬生発0212第8号。以下、「実施要綱通知」という。）として公表された。

6. 指定確認機関の要件について

指定確認機関については、次の①～⑤の要件を満たす機関を厚生労働省が指定する必要があるのではないかと。

- ① 公益法人であること
- ② 薬学に関して専門的な知識を有している法人であること
- ③ 第三者確認の実施に当たり、研修実施機関の法人に関係する役職員以外の者による確認体制を整備していること
- ④ 標準回答期間（第三者確認の申請が指定確認機関の事務所に到達してから当該申請者に対し何らかの回答をするまでに通常要すべき標準的な期間）が3週間程度であること
- ⑤ 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課からの疑義に速やかに対応できる体制を整備していること

7. 第三者確認のための提出書類について

- ① 研修実施機関を申請する法人は、次のイ～ホの資料を指定確認機関に届け出ることとはどうか。
 - イ 第三者確認申請届出書（別紙1）
 - ロ 本研修に関する実施要領
 - ハ 技能習得型研修に係る研修プログラムとその概要（実施要綱通知の別紙1に掲げる達成目標に到達させるための内容が盛り込まれているものとする）
 - ニ 知識習得型研修に係る教材（テキストや講義のハンドアウト等）
 - ホ 自己点検報告書
- ② 既に第三者確認を受けている研修実施機関が確認を更新する際は、直前に第三者確認を受けた時点から変更になった内容について次のイ～への資料を指定確認機関に届け出ることとはどうか。
 - イ 第三者確認更新届出書（別紙2）
 - ロ 本研修に関する実施要領
 - ハ 技能習得型研修に係る研修プログラムとその概要（実施要綱通知の別紙1に掲げる達成目標に到達させるための内容が盛り込まれているものとする）
 - ニ 知識習得型研修に係る教材（テキストや講義のハンドアウト等）

ホ 活動実績に係る資料（研修の提供実績、受講者の意見聴取及び事後評価の結果、企画決定機関の活動内容等）

へ 自己点検報告書

③ 上記①及び②については、紙媒体とともに電子媒体も提出することを義務づけてはどうか。

8. 第三者確認の方法について

指定確認機関は、健康サポート研修の第三者確認チェックリスト（別紙3）に基づき第三者確認を実施し、研修実施機関を希望する法人にその確認の結果を伝えることとしてはどうか。

9. その他の留意点について（その2）

知識習得型研修の各項目に定める時間数について、スライドを閲覧する形式にてe-ラーニング研修を提供する場合には、1時間あたりパワーポイントのスライド40～60枚を目安とすることとしてはどうか。

指定確認機関は、厚生労働省が指定する日から第三者確認の申請の受付を開始することとしてはどうか。

なお、本研究結果を踏まえて、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課は健康サポート薬局に係る研修の第三者確認の実施機関についての通知を発出した（参考資料2）。

(資料1)

健康づくり支援に取り組む薬剤師の研修のイメージ

第6回 健康情報伝達薬剤師
(薬剤師)のあり方に関する検討会
平成27年8月26日

資料1

○ 健康づくり支援に取り組む薬剤師の研修は次のような内容が適切ではないか。

研修の種類	研修の目的・内容
技能習得型 研修	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者・来局者の訴え・状態に合わせた対応や地域の実情に合わせた多職種連携を適切に実施できる能力の養成 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談応需における一連のプロセスに関する技能の習得を目標としたグループ討議等による演習 プロセスの例:相談者から情報収集等を行い、以下に振り分けて提案 <ul style="list-style-type: none"> ・要指導医薬品や一般用医薬品等の使用 ・医療機関への受診勧奨 ・地域の保健サービス等に関する情報提供 等 ○ 各々の地域における医療機関や保健サービスの窓口等の実情の把握と連携を目標とした演習
知識習得型 研修	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民の相談対応のために必要な医薬品(要指導医薬品、一般用医薬品含む)や健康食品等の知識をはじめ、地域の医療・保健等のサービスに関する知識など、地域住民の健康な生活を支援するために必要な知識の習得 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康づくり支援薬局(仮称)の基本理念について ○ 我が国における健康増進施策について(禁煙支援、認知症施策も含む。) ○ 要指導医薬品及び一般用医薬品概論(医薬品と予防、健康の係わりも含む。)について ○ 健康食品の制度及び最新情報(健康被害の例も含む。)について ○ コミュニケーション力の向上について ○ 地域包括ケアの考え方と多職種・関係機関の役割・活動について ○ 生活習慣病に関する基礎知識と関係職種との情報共有・連携について ○ 健診など地域保健の全体像と関係職種・関係機関の役割・活動について ○ 自治体や保険者、多職種等による健康づくり支援の先進的な取組事例について 等

○ 研修修了にあたっては、試験等により一定の到達度を確認した上で修了証が交付されることが適切ではないか。

○ 上記の研修を適切に提供できる関係団体や薬局などが実施することが適切ではないか。 15

(資料2)

「健康サポート薬剤師研修のための研究」の
分担研究者及び研究協力者

氏名	所属・役職
赤川 圭子	昭和大学薬学部 講師
有澤 賢二	公益社団法人 日本薬剤師会 常務理事
浦山 隆雄	公益財団法人 日本薬剤師研修センター 専務理事
佐藤 啓	公益財団法人 日本薬剤師研修センター 常務理事
柴田 佳太	昭和大学薬学部 助教
○長谷川 洋一	名城大学薬学部 教授

○ 分担研究者

(別紙1)

平成 年 月 日

指定確認機関の担当者 殿

住 所
称号又は名称
代 表 者

印

第三者確認申請届出書

下記の関係書類を添えて、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について(平成 28 年 2 月 12 日薬生発 0212 第 8 号)」に基づく第三者確認を申請します。

記

1. 本研修に関する実施要領
2. 技能習得型研修に係る研修プログラムとその概要
3. 知識習得型研修に係る教材
4. 自己点検報告書 (別添)

申請責任者名 :

電 話 :

FAX :

E-mail :

自己点検報告書

称号又は名称

以下のとおり、健康サポート研修の第三者確認の仕組みのチェックリストに対する本研修に関する実施要領の該当部分について、自己点検を実施しましたので、報告します。

実施体制	評価分野	評価の項目	本研修に関する実施要領の該当部分 (実施要綱の該当ページを示す等して実施要綱を参照しやすいように作成すること)
	研修事業の目的・ 構想	目的と構想	
	研修事業の実施 機関 (組織・運営)	実施機関の性格	
		運営の責任体制	
		個人情報保護	
		運営に関する広報	
		受講経費	
	研修事業の全体 像 (方針・体制等)	企画決定機関	
		研修事業実施上の諸 規定	
		研修の対象	
実施要領の作成			
研修の事後評価体制			
受講者の意見聴取			
記録の保存			
共同運営			

研修 内容	評価分野	評価の項目	本研修に関する実施要領の該当部分 (実施要綱の該当ページを示す等して実施要綱を参照しやすいように作成すること)
	研修制度の実施 内容	研修項目	
		学ぶべき事項	
		研修の形態	
		達成目標	
		到達度評価	
		研修時間	
		テキスト、教材等	
		研修の実施場所、環 境条件	
		講師の選定	

	評価分野	評価の項目	本研修に関する実施要領の該当部分 (実施要綱の該当ページを示す等して実施要綱を参照しやすいように作成すること)
研修 修了 証	研修修了証の発行体制	研修修了証の発行適否評価体制	
		研修受講記録の方法	
		その他の修了の条件	
		修了証等に関する経費	
		研修修了証の有効期限、再履修の規定	
		研修修了証の記載事項	
		研修修了取消し条件	

(別紙2)

平成 年 月 日

指定確認機関の担当者 殿

住 所
称号又は名称
代 表 者

印

第三者確認更新届出書

下記の関係書類を添えて、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱について(平成 28 年 2 月 12 日薬生発 0212 第 8 号)」に基づく第三者確認の更新を申請します。

記

1. 本研修に関する実施要領
2. 技能習得型研修に係る研修プログラムとその概要
3. 知識習得型研修に係る教材
4. 活動実績に係る資料
5. 自己点検報告書 (別添)
6. 第三者確認結果の写し

注) 1～3については、直近に第三者確認を受けた時点から変更になった内容に限る。

申請責任者名 :
電 話 :
FAX :
E-mail :

(別紙2－別添)

自己点検報告書

称号又は名称

以下のとおり、健康サポート研修の第三者確認の仕組みのチェックリストに対する本研修に関する実施要領の該当部分について、自己点検を実施しましたので、報告します（直近に第三者確認を受けた時点から変更になった内容に限る）。

表は省略（別紙2－別添と同じ表）。

(別紙3) 健康サポート研修の第三者確認の仕組みのチェックリスト

以下のすべての評価の項目に該当する場合にのみ、第三者確認の終了を認定する。

	評価分野	評価の項目	評価の視点(代表的な例)	チェック欄
実施体制	研修事業の目的・構想	目的と構想	「健康サポート薬局のあり方について」(「健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会」報告書)に記載されている考えに即している等、研修事業の目的、構想等は妥当であるか。	
	研修事業の実施機関(組織・運営)	実施機関の性格	法人であるか。	
		運営の責任体制	責任者・運営体制が明確になっているか。	
		個人情報保護	個人情報の取扱いについて、受講者に対し明示しているか。	
		運営に関する広報	事業が適切に運営され、ホームページ等に内容が公開されているか。健康サポート薬局に係る研修以外の認定制度等と誤認(研修修了に際して健康サポート薬局とは異なる呼称等の付与等)させるような研修受講者への案内をしていないか。	
		受講経費	受講者によって複数の受講料が設定されている場合に適切な受講料の設定理由が示されている等、受講料は妥当であるか。	
	研修事業の全体像(方針・体制等)	企画決定機関	研修事業の企画・運営の決定を行う委員会等が設けられているか。	
		研修事業実施上の諸規定	責任者、運営体制、研修実施形式、内容、時間数、内部評価体制、研修修了証交付等に関する実施要綱(実施規定)、細則等が定められているか。	
		研修の対象	ホームページで受講者を広く募集する等、希望する全ての薬剤師が受講できるように研修を公開しているか(なお、初回の確認においては、公開を準備しているか。)	
		実施要領の作成	教育、学術関係者等の参画を求め、研修の実施体制の客観性を十分に確保できているか。	
		研修の事後評価体制	研修内容の事後評価を行なわれ、研修計画にフィードバックされているか(なお、初回の確認においては、この体制があるか。)	
		受講者の意見聴取	研修に対する受講者の感想、クレーム等を把握する方法が明示されているか。	
		記録の保存	研修事業及び研修参加者に関する記録の保管について示されているか。	
		共同運営※	研修実施機関が研修事業を他の組織と共同で行う場合は、その妥当性が示されているか。また、研修実施機関も協同で運営されている場合、各々が研修事業の適切な組織であるか。	

※共同運営している場合のみ確認する

	評価分野	評価の項目	評価の視点(代表的な例)	チェック欄
研修内容	研修制度の実施内容	研修項目	別添の全ての研修を提供しているか。	
		学ぶべき事項	別添の各項目の学ぶべき項目を全て含んでいるか。	
		研修の形態	提供する研修の形態・方法は適切であるか。 □技能習得型研修は講義及び演習により行うものであり、演習はグループ討議形式で行うこととなっているか。 □知識習得型研修は講義またはeラーニングにより行うものとなっているか。	
		達成目標	別添の各項目の目標を達成できるものであるか。	
		到達度評価	受講者の到達度評価は適切な方法で行なわれているか。	
		研修時間	研修時間は、各区分に定める時間相当以上の内容となっているか。	
		テキスト、教材等	研修用のテキスト等、適切な教材が準備され用いられているか。	
		研修の実施場所、環境条件	研修に使用する場所、環境、設備等の設定は適切であるか。	

	講師の選定	講師(指導者)の選定方法、選定結果が適切であるか。 実施する研修内容に関する専門的な技術・知識を有する者であるか。	
--	-------	--	--

	評価分野	評価の項目	評価の視点(代表的な例)	チェック欄
研修 修了 証	研修修了証の発行体制	研修修了証の発行適否評価体制	研修受講者が以下のすべてに該当することを確認し、研修修了証を研修受講者に交付する体制となっているか。 ア すべての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了した者 イ 薬局において、薬剤師として5年以上の実務経験がある者 研修実施機関の研修をすべて修了した者に対して発行することが示されているか。	
		研修受講記録の方法	研修受講者の氏名、研修内容等を適切に記録、保存しているか。 受講したことの遡及性は確保されているか。	
		その他の修了の要件	受講や研修修了するための要件に特定団体への加入、特定団体の与える資格等が含まれていないか。	
		修了証等に関する経費	修了証等に関する経費の設定理由を示されている等、研修修了証発行及び更新のための経費は妥当であるか。	
		研修修了証の有効期限、再履修の規定	研修修了証の有効期限、再履修の規定は適切か。 <input type="checkbox"/> 研修修了証は、発行から6年間に限り有効なものとし、有効期限の2年前から有効期限の間に研修を再履修・修了した場合には、研修修了証の有効期限を6年間延長できることとしているか。 <input type="checkbox"/> 一度研修修了証(無効である研修修了証を除く。)を受けた薬剤師に対して、別紙1中の「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」のみの受講で修了証を再発行する規定となっている場合には、その他の研修内容についても再履修を促しているか。	
		研修修了証の記載事項	研修修了証の記載事項は適切か。具体的には以下の項目が示されているか。 <input type="checkbox"/> 研修修了者の氏名、生年月日 <input type="checkbox"/> 研修実施機関の名称 <input type="checkbox"/> 研修修了証の発行日 <input type="checkbox"/> 研修修了証の再発行の際は、最初の研修修了証の発行日及び再発行日 <input type="checkbox"/> 研修修了証の有効期限	
	研修修了取消し条件	研修修了の取消し条件が明示されているか。		

研修項目	学ぶべき事項	達成目標	時間
□健康サポート薬局の基本理念	□健康サポート薬局の概要（理念、各種施策・制度、背景等） □健康サポート薬局のあるべき姿に関する演習	□健康サポート薬局の社会的な位置付けを説明できる。 □健康サポート薬局の社会的ニーズを的確に把握でき、健康サポート薬局及び薬剤師のあるべき姿に向けて努力することができる。	□1
□薬局利用者の状態把握と対応	□薬局利用者の相談内容から適切に情報を収集し、状態、状況を把握するための演習 □薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応を行うための演習	□薬局利用者との対話により収集した情報や身体所見などに基づき、薬局利用者の状態、状況を把握することができる。 □薬局利用者の相談内容から薬局利用者のニーズをくみ取り、解決策を提案することができる。 □薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、要指導医薬品等の推奨、生活習慣の改善のための助言、適切な対応先の紹介等）を判断し、実践できる。 □相談対応後のフォローアップができる。	□4
□地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	□地域包括ケアシステムにおける当該地域の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状 □地域包括ケアシステムの中で健康サポート薬局としての役割を發揮するための各職種・機関との連携に関する演習	□地域包括ケアシステムにおける当該地域の医療・保健・介護・福祉の資源と役割の現状について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。 □薬局利用者から健康の保持・増進に関する相談等を受けた際、適切な職種・機関へ紹介することができる。 □地域包括ケアシステムの中で各職種・機関と連携した対応を行うことができる。	□3

研修項目	学ぶべき事項	達成目標	時間
□地域住民の健康維持・増進	□健康増進施策の概要（健康日本21、国民健康・栄養調査の概要等） □健康診断の概要（がん検診、特定健康診断を含む。） □健康づくりの基準の概要（「健康づくりのための身体活動基準2013」、「健康づくりのための睡眠指針2014」、「食生活指針」、「食事バランスガイド」等）	□健康増進施策の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 □健康診断の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 □健康診断の受診が必要な薬局利用者を発見した際に、適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、適切な対応先の紹介）を判断し、実践できる。 □健康づくりの基準の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。	□2
□要指導医薬品等概説	□薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定 □要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法（お薬手帳の活用を含む。）等 □薬局利用者の個々の訴え別に、適切に情報を収集し状態、状況を把握するための知識（病態生理学、薬理学等） □要指導医薬品等に関する情報収集の方法（PMDAメディナビ等）	□薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定について、住民の目線でわかりやすく説明でき、住民の理解を得ることができる。 □要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法（お薬手帳の活用を含む。）等について熟知し、地域住民が適切に使用できるように提供・指導できる。 □要指導医薬品等の重篤な副作用の早期発見や認められた場合の対応について、地域住民にわかりやすく説明できる。 □薬局利用者の状態に合わせた適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、要指導医薬品等の推奨、生活習慣の改善のための助言、適切な対応先の紹介等）を判断し、実践できる。 □新しく販売された要指導医薬品等について、住民の目線でわかりやすく説明できる。	□8
□健康食品、食品	□特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度の概要 □健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用 □健康食品の最新情報	□特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度について、説明できる。 □健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。	□2

	<input type="checkbox"/> 健康食品に関する適正使用と情報提供 <input type="checkbox"/> 健康食品、食品の情報収集・評価の手法	<input type="checkbox"/> 健康食品の最新情報を含め健康食品に関する適正使用と情報提供について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。 <input type="checkbox"/> 健康食品、食品の情報収集・評価の手法について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。	
<input type="checkbox"/> 禁煙支援	<input type="checkbox"/> 喫煙の健康影響（症状、疾患等） <input type="checkbox"/> 薬剤師が行う禁煙支援の方法 <input type="checkbox"/> 禁煙の薬物治療	<input type="checkbox"/> 喫煙による健康影響（喫煙による症状、疾病への影響）や医薬品との相互作用を薬学的な観点から説明できる。 <input type="checkbox"/> 喫煙者に対し、禁煙へ向けた適切な対応（助言による禁煙誘導等）や禁煙支援（禁煙補助剤の適正使用等）を行うことができる。	<input type="checkbox"/> 2
<input type="checkbox"/> 認知症対策	<input type="checkbox"/> 認知症関連施策（認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）等）の概要及び薬剤師の役割 <input type="checkbox"/> 認知症の早期発見・早期対応に関する薬剤師の取組 <input type="checkbox"/> 認知症の薬物治療	<input type="checkbox"/> 認知症関連施策及び薬剤師の役割を説明できる。 <input type="checkbox"/> 認知症の疑いがある薬局利用者を発見した際に、適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、適切な対応先の紹介）を判断し、実践できる。 <input type="checkbox"/> 認知症の薬物治療について理解し、実践できる。	<input type="checkbox"/> 1
<input type="checkbox"/> 感染対策	<input type="checkbox"/> 標準予防策の概要 <input type="checkbox"/> 季節ごとに流行する代表的な感染症の病態、感染経路、予防方法 <input type="checkbox"/> 流行している感染症情報の収集方法 <input type="checkbox"/> 代表的な予防接種の意義と方法 <input type="checkbox"/> 代表的な消毒薬の使用法（用途、使用濃度及び調製時の注意点）	<input type="checkbox"/> 標準予防策を実践できる。 <input type="checkbox"/> 流行している代表的な感染症の病態、感染経路、予防方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 <input type="checkbox"/> 代表的な予防接種の意義と方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 <input type="checkbox"/> 代表的な消毒薬の使用法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。	<input type="checkbox"/> 2
<input type="checkbox"/> 衛生用品、介護用品等	<input type="checkbox"/> 衛生材料・介護用品の製品知識、取扱い方法 <input type="checkbox"/> 衛生材料・介護用品に関する情報収集の方法 <input type="checkbox"/> 介護保険サービスにおける介護用品の提供方法	<input type="checkbox"/> 衛生材料・介護用品の製品知識、取扱い方法について熟知し、地域住民が適切に使用できるように提供・指導できる。 <input type="checkbox"/> ニーズの高い衛生材料・介護用品について、住民の目線でわかりやすく説明できる。 <input type="checkbox"/> 衛生材料・介護用品を必要とする薬局利用者に、適切な対応（衛生材料・介護用品の供給・提供、適切な行政サービス等の紹介）を判断し、実践できる。	<input type="checkbox"/> 1
<input type="checkbox"/> 薬物乱用防止	<input type="checkbox"/> 依存性のある主な薬物、化学物質（飲酒含む）の摂取による健康影響 <input type="checkbox"/> 覚醒剤、大麻、あへん、指定薬物等の乱用防止に関係する法律の規定 <input type="checkbox"/> 薬物等の依存・乱用防止、過量服薬対策や自殺防止における薬剤師の役割 <input type="checkbox"/> 地域における精神・福祉・保健センターの役割	<input type="checkbox"/> 依存性のある薬物等やその規制について説明することができる <input type="checkbox"/> 薬物乱用、医薬品の不適正使用のおそれ等の相談を受けた際に、適切な対応（地域の支援策や支援の仕組みの説明、適切な行政の支援事業等の対応先の紹介）を判断し、実践できる。	<input type="checkbox"/> 1
<input type="checkbox"/> 公衆衛生	<input type="checkbox"/> 日用品などに含まれる化学物質とその危険性の摂取による健康影響 <input type="checkbox"/> 誤飲や誤食による中毒の対応 <input type="checkbox"/> 学校薬剤師の位置づけと業務 <input type="checkbox"/> 食中毒の原因となる細菌・ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法	<input type="checkbox"/> 日用品などに含まれる化学物質による健康影響を薬学的な観点から説明できる。 <input type="checkbox"/> 日用品に含まれる化学物質の危険性から回避するための方法を住民の目線でわかりやすく説明できる。 <input type="checkbox"/> 誤飲や誤食による中毒に対して住民の目線でわかりやすく助言できる。 <input type="checkbox"/> 学校薬剤師の役割と活動を説明できる。 <input type="checkbox"/> 食中毒の原因となる細菌・ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。	<input type="checkbox"/> 1
<input type="checkbox"/> 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアシステムの概要（理念、各種施策・制度、背景等） <input type="checkbox"/> 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組の現状	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアシステム及び地域包括支援センターの役割を地域住民の目線でわかりやすく説明できる。 <input type="checkbox"/> 地域包括ケアシステムにおける当該先進的な取組について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。	<input type="checkbox"/> 1
<input type="checkbox"/> コミュニケーション力の向上	<input type="checkbox"/> 来局者への対応、相談対応等の接遇	<input type="checkbox"/> 薬や健康に関する気軽に安心できる相談相手として、相談者の気持ちを配慮した対応を行い薬局利用者や地域住民、他職種の人々と良好な信頼関係を築くため、専門職として適切なコミュニケーションがとれる。	<input type="checkbox"/> 1

健康サポート薬局に係る研修内容および第三者確認の方法について
(中間まとめ)

【経緯】

「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」において、「健康サポート薬局の要件となる健康サポートに取り組む薬剤師の研修（以下「健康サポート研修」という。）の専門性や客観性、公平性を確保するためには、第三者による確認が必要」との意見がまとめられた。これを踏まえ、「健康サポート薬局のあり方について」（「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」報告書）健康サポート薬局に係る研修に関する内容及び第三者による確認等について、平成 27 年度厚生労働科学研究費補助金事業の分担研究として「健康サポート薬局に係る研修のための研究」の検討を行い、中間まとめとして取りまとめた。

【方法】

「健康サポート薬局に係る研修のための研究」の全体会議を 3 回開催し、研究活動方針の具体的指針、研究進行状況の確認及び研究者間の調整を行った。さらに、小グループ会議、メール会議、電話会議を適宜開催した。

第 1 回検討班会議 平成 27 年 11 月 27 日

第 2 回検討班会議 平成 27 年 12 月 25 日

第 3 回検討班会議 平成 28 年 1 月 25 日

基本的な考え方としては、「健康サポート薬局のあり方について」（「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」報告書）の「薬剤師の資質確保」に関する以下の記載及び「健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会」で示された研修内容案（資料 1）を参考にしつつ、研修内容及び第三者確認の方法について、検討を行った。なお、分担研究者及び研究協力者は資料 2 のとおり。

- 薬剤師が、一般用医薬品や健康食品等の適切な使用に関する助言や健康の維持・増進に関する相談応需、適切な専門職種や関係機関への紹介等を適切に実施できることが重要であること。
- このため、健康サポート機能を有する薬局においては、一定の研修を修了した薬剤師が常駐すること。当該薬剤師は、「2. かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能について」に記載したかかりつけ薬剤師としての役割を果たせること。
- 研修については、一般用医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康の維持・増進に関する相談、適切な専門職種や関係機関への紹介等に関する研修内容を適切に盛り込んだものであること。また、一定の実務経験を有する薬剤師に対して、客観性や公平性の確保の観点から、研修修了にあたっては試験等により一定の到達度を確認した上で修了証が交付されること。研修内容について、第三者による確認を受けること。

【結果】

1. 健康サポート薬局に係る研修の実施機関について

健康サポート薬局に係る研修としては、一定の要件を満たした実施機関（以下「研修実施機関」という。）が実施する研修のみを認めてはどうか。また、研修実施機関については、次の①～④の事項が求められるのではないかと。

- ① 研修実施機関は、個人は認められない。
- ② 研修実施機関は、健康サポート薬局の研修に関する実施要領を作成することとし、教育、学術等関係者等の参画を求め、健康サポート薬剤師研修の実施体制の客観性を確保する。
- ③ 研修実施機関は、個人情報保護のための措置を適切に講じる。
- ④ 研修の講師は、実施する研修内容に関する専門的な知識や技能を有する者にしてはどうか。

2. 健康サポート薬局に係る研修の内容、時間数等について

研修実施機関は、健康サポート薬局に係る研修として次の①～④に定める全ての研修を提供することにしてはどうか。

- ① 健康サポート薬剤師研修は、次に掲げる研修により構成とする。
 - イ 技能習得型研修（健康サポート薬局の基本理念、患者又は薬局利用者の訴えや状態に合わせた対応や地域の実情に合わせた多職種連携を適切に実施できる能力の養成を目的とした研修。）
 - ロ 知識習得型研修（地域住民からの相談対応のために必要な、要指導医薬品及び一般用医薬品や健康食品等に関する知識をはじめ、地域の医療・保健等のサービスに関する知識、地域住民の健康な生活を支援するために必要な知識等の習得を目的とした研修。）
- ② 技能習得型研修は、別紙1に定めるものとし、研修は講義及び演習により行う。また、演習はグループ討議形式で行う。
- ③ 知識取得型研修は、別紙2に定めるものとし、研修は講義により行う。また、講義はeラーニングにより行うことができる。
- ④ 研修の修了に当たり、試験等により各区分に定める達成目標に到達していることを確認する。

3. 研修修了証の発行等について

研修実施機関は、研修プログラムに責任を持つことから、次の①～④の受講者に関する管理を求めてはどうか。

- ① 研修実施機関は、研修受講者が以下の全てに該当することを確認し、研修修了証を交付すること。
 - イ すべての技能習得型研修及び知識取得型研修を修了した者
 - ロ 薬局において、薬剤師として5年以上の実務経験がある者
- ② 研修受講者は、①の研修修了証の受領をもって健康サポート薬剤師となること。
- ③ 研修修了証は、発行から6年間に限り有効なものとするにしようか。また、一度研修修了証（無効である研修修了証を除く。）を受けた健康サポート薬剤師に対しては、技能習得型研修「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」のみの受講で修了証を再発行しても差し支えないが、この場合であっても、知識習得型研修の再履修を促すことが望

ましい。

- ④ 研修受講者の氏名、研修内容等を適切に記録、保存すること。

4. 研修の第三者による確認について

研修実施機関及び実施内容については第三者が確認することが求められるが、その方法は次の

①および②としてはどうか。

- ① 研修実施機関は、実施要領及び研修内容について、厚生労働省が指定する第三者機関（以下「指定確認機関」という。）に届け出て、確認を受けることにしてはどうか。なお、指定確認機関については、学術的な面を含めて適切に確認できる機関を指定することにしてはどうか。また、指定確認機関の求めに応じて、健康サポート薬剤師に係る研修に係る情報も提供すること。
- ② 研修実施機関は、毎年度、指定確認機関による確認を受けること。

5. その他の留意点について

- ① 研修実施機関は、健康サポート薬局に係る研修について、希望する全ての薬剤師が受講できるよう研修を公開することにしてはどうか。
- ② 別紙1「技能習得型研修」の「地域包括ケアシステムにおける現状と薬剤師の対応」の研修については、自らが勤務等する薬局が所在する地域の地域包括ケアシステムに係る研修を受講することにしてはどうか。
- ③ 健康サポート薬剤師研修が研修要件を満たしていないことが判明した場合は、当該研修実施機関が発行した研修修了証は過去に遡及してすべて無効とすることにしてはどうか。
- ④ 指定確認機関による確認を受ける前の技能習得型研修について、指定確認機関の確認を受けた内容と同等であるものについては、本実施要綱を満たした研修とみなして差し支えないことにしてはどうか。